

令和5年度

【第6問】

改正前選択肢ア.

強制わいせつ罪は、暴行又は脅迫を用いて相手方の反抗を著しく困難にしてわいせつな行為をした場合に成立するから、不意をついて相手方の陰部に触れた場合には、同罪が成立することはない。



改正後選択肢ア.

不同意わいせつ罪は、暴行又は脅迫を用いて相手方の反抗を著しく困難にしてわいせつな行為をした場合に成立するから、不意をついて相手方の陰部に触れた場合には、同罪が成立することはない。

改正前選択肢イ.

強制性交の目的で、相手方の顔面を数回殴る暴行を加え、同人に鼻骨骨折の傷害を負わせたが、そのまま同人に逃げられたため、性交するに至らなかった場合には、**強制性交等未遂罪**と傷害罪が成立し、両罪は観念的競合となるのであり、**強制性交等致傷罪**は成立しない。



改正後選択肢イ.

不同意性交の目的で、相手方の顔面を数回殴る暴行を加え、同人に鼻骨骨折の傷害を負わせたが、そのまま同人に逃げられたため、性交するに至らなかった場合には、**不同意性交等未遂罪**と傷害罪が成立し、両罪は観念的競合となるのであり、**不同意性交等致傷罪**は成立しない。

改正前選択肢エ.

強制わいせつ罪は、被害者の名誉等を保護する観点から親告罪とされているから、告訴がなければ公訴を提起できない



改正後選択肢エ.

不同意わいせつ罪は、被害者の名誉等を保護する観点から親告罪とされているから、告訴がなければ公訴を提起できない。

司法試験 短答式試験刑法 令和5年改正反映箇所 一覧及び改正ポイント
令和5年度～平成30年度

改正前選択肢。

強制性交の目的で、殺意をもって、強度の暴行を加えた上で相手方と性交し、同暴行により、
同人を死亡させた場合には、**強制性交等致死罪**のみが成立する。



改正後選択肢。

不同意性交の目的で、殺意をもって、強度の暴行を加えた上で相手方と性交し、同暴行により、
同人を死亡させた場合には、**不同意性交等致死罪**のみが成立する。

・改正ポイント

改正刑法が令和5年7月13日に施行され、

「強制わいせつ」(旧176条)は、「不同意わいせつ」へ(176条)

「強制性交」(旧177条)は「不同意性交」(177条)と名称を改めた。

※配点について

受験生全員が正当と扱われた問題であったため、司法試験委員会側が配点を公表していない。

そこで、司法試験刑事系「刑法」短答式試験過去の慣行に基づき、

- ①全問正解で4点、
- ②1問間違えの場合に部分点2点とした。

令和4年度

【第2問】

改正前選択肢1.

甲は、乙が熟睡していることに乗じてわいせつな行為をしたが、これに気付いて覚醒した乙から抵抗され、わいせつな行為を行う意思を喪失した後、逃走するため、乙に暴行を加えて負傷させた。この場合、甲に**準強制わいせつ致傷罪**は成立せず、**準強制わいせつ罪**と傷害罪が成立するにとどまる。



改正後選択肢1.

甲は、乙が熟睡していることに乗じてわいせつな行為をしたが、これに気付いて覚醒した乙から抵抗され、わいせつな行為を行う意思を喪失した後、逃走するため、乙に暴行を加えて負傷させた。この場合、甲に**不同意わいせつ等致傷罪**は成立せず、**不同意わいせつ罪**と傷害罪が成立するにとどまる。

司法試験 短答式試験刑法 令和5年改正反映箇所 一覧及び改正ポイント
令和5年度～平成30年度

改正前選択肢2.

甲は、自己の性欲を刺激興奮させ又は満足させるという性的意図を有さず、専ら乙を侮辱して報復するため、乙を脅迫して裸にして写真撮影した。この場合、甲に**強制わいせつ罪**が成立することはない。

↓

改正後選択肢2.

甲は、自己の性欲を刺激興奮させ又は満足させるという性的意図を有さず、専ら乙を侮辱して報復するため、乙を脅迫して裸にして写真撮影した。この場合、甲に**不同意わいせつ罪**が成立することはない。

・改正ポイント

改正前刑法の「準強制わいせつ」（178条1項）および「準強制性交等」（同条2項）についての規定は、令和5年法改正により削除された。

そのうえで、「同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて」、わいせつな行為をした場合には不同意わいせつ罪（176条1項各号）、性交等をした場合には不同意性交等罪（177条1項）が成立することとなった。

令和3年度

【第5問】

改正前選択肢ア.

甲は、乙(10歳)の性器を指で触るわいせつな行為を行った。この場合、乙が同意していたのであれば、甲に**強制わいせつ罪**は成立しない。

↓

改正後選択肢ア.

甲は、乙(10歳)の性器を指で触るわいせつな行為を行った。この場合、乙が同意していたのであれば、甲に**不同意わいせつ罪**は成立しない。

改正前選択肢イ.

甲は、**強制わいせつ**の目的を隠し、家まで送ると偽って乙を自動車に乗せて走り出し、途中でその目的に気付いた乙が降りたいと言ったにもかかわらず、同車を走行させ続けた。この場合、乙は、乗車時点では乗車に同意しているから、乙が降りたいと言った時点以降につい

司法試験 短答式試験刑法 令和5年改正反映箇所 一覧及び改正ポイント
令和5年度～平成30年度

でのみ、甲に監禁罪が成立する。



改正後選択肢イ.

甲は、**不同意わいせつ**の目的を隠し、家まで送ると偽って乙を自動車に乗せて走り出し、途中でその目的に気付いた乙が降りたいと言ったにもかかわらず、同車を走行させ続けた。この場合、乙は、乗車時点では乗車に同意しているから、乙が降りたいと言った時点以降についてのみ、甲に監禁罪が成立する。

・改正ポイント

改正刑法が令和5年7月13日に施行され、

「強制わいせつ」(旧176条)は、「不同意わいせつ」(176条)へと名称を改めた。

令和3年度

【第7問】

改正前選択肢エ.

甲は、**強制性交**の目的でA宅に侵入したが、Aが不在であったため目的を遂げられなかった。その後、甲は、居間に置かれていたA所有の腕時計を発見し、窃取しようと考えてこれを持ち去った。この場合、甲には、住居侵入罪及び窃盗罪が成立するが、これらは併合罪となる。



改正後選択肢エ.

甲は、**不同意性交**の目的でA宅に侵入したが、Aが不在であったため目的を遂げられなかった。その後、甲は、居間に置かれていたA所有の腕時計を発見し、窃取しようと考えてこれを持ち去った。この場合、甲には、住居侵入罪及び窃盗罪が成立するが、これらは併合罪となる。

【第11問】

改正前選択肢3.

強制性交の犯人が、被害者に犯行の様子を撮影録画したことを知らせて捜査機関に対し処罰を求めることを断念させる目的で、ひそかに撮影録画したデジタルビデオカセットは、犯罪行為の用に供した物ではないため、没収の対象とならない。



改正後選択肢3.

司法試験 短答式試験刑法 令和5年改正反映箇所 一覧及び改正ポイント
令和5年度～平成30年度

不同意性交の犯人が、被害者に犯行の様子を撮影録画したことを知らせて捜査機関に対し処罰を求めることを断念させる目的で、ひそかに撮影録画したデジタルビデオカセットは、犯罪行為の用に供した物ではないため、没収の対象とならない。

・改正ポイント

改正刑法が令和5年7月13日に施行され、
「強制性交」（旧177条）は「不同意性交」（177条）と名称を改めた。

【第12問】

改正前選択肢ア.

事実を摘示せずに公然と人を侮辱することを教唆した者に、侮辱教唆罪が**成立することは**
ない。

↓

改正後選択肢ア.

事実を摘示せずに公然と人を侮辱することを教唆した者に、侮辱教唆罪が**成立する。**

・改正ポイント

侮辱罪（231条）の法定刑に、令和4年改正で拘禁刑および罰金が追加された。

この改正により、侮辱罪の教唆行為についても、罰せられることとなった。

- ・64条：「**拘留又は科料のみに処すべき罪の教唆者及び従犯は～罰しない**」
- ・旧法231条：「～人を侮辱した者は、拘留又は科料に処する」
- ・現行法231条：「～人を侮辱した者は、**1年以下の懲役若しくは禁錮若しくは三十万円以下の罰金～に処する**」

→**拘禁刑及び罰金で処すべき罪の範囲となり、その結果、侮辱の教唆行為は罰せられることとなった（上記64条反対解釈）。**

したがって、問題文を改めたうえで出題した。

※なお、選択肢の内容を変更させることにより、解答の選択肢に変更は生じていない。

令和2年度

【第11問】

改正前選択肢ア.

甲及び乙は、深夜、路上を一人で歩いていたV女を見付け、約6キロメートル先のひとけのない工事現場にV女を連れ込んで強制的にV女と性交しようと決意し、二人でV女の背後

司法試験 短答式試験刑法 令和5年改正反映箇所 一覧及び改正ポイント
令和5年度～平成30年度

からその身体を抱きかかえながら、付近に停めていた自動車にV女を押し込んで乗せ、同車を発進させたが、性交には至らなかった。甲及び乙には、**強制性交等未遂罪**の共同正犯が成立する。

↓

改正後選択肢ア.

甲及び乙は、深夜、路上を一人で歩いていたV女を見付け、約6キロメートル先のひとけのない工事現場にV女を連れ込んで強制的にV女と性交しようとして決意し、二人でV女の背後からその身体を抱きかかえながら、付近に停めていた自動車にV女を押し込んで乗せ、同車を発進させたが、性交には至らなかった。甲及び乙には、**不同意性交等未遂罪**の共同正犯が成立する。

改正前選択肢イ.

甲は、強制的にV女と性交しようとして決意し、深夜、路上において、V女を押しさえ付けて反抗を抑圧したが、付近から人の声が聞こえたため性交を諦めて、V女のハンドバッグから財布を奪い取ろうと考え、「騒ぐな。殺すぞ。」と申し向けてV女の畏怖心を強めた上、財布を奪い取った。甲には、**強盗・強制性交等未遂罪**が成立する。

↓

改正後選択肢イ.

甲は、強制的にV女と性交しようとして決意し、深夜、路上において、V女を押しさえ付けて反抗を抑圧したが、付近から人の声が聞こえたため性交を諦めて、V女のハンドバッグから財布を奪い取ろうと考え、「騒ぐな。殺すぞ。」と申し向けてV女の畏怖心を強めた上、財布を奪い取った。甲には、**強盗・不同意性交等未遂罪**が成立する。

・改正ポイント

改正刑法が令和5年7月13日に施行され、

「強制性交」（旧177条）は「不同意性交」（177条）と名称を改めた。

平成30年度

【第2問】

改正前選択肢オ.

甲は、深夜、A方に侵入し、泥酔して熟睡中のAにわいせつ行為をして、Aに全く気付かれないままA方を出た後、A方から約100メートル離れた路上で、警ら中の警察官Bから職務質問を受けたため、逮捕を免れる目的で、Bを拳骨で殴打してBに傷害を負わせた。この

司法試験 短答式試験刑法 令和5年改正反映箇所 一覧及び改正ポイント
令和5年度～平成30年度

場合、甲には**準強制わいせつ致傷罪**は成立し得ない。



改正後選択肢オ.

甲は、深夜、A方に侵入し、泥酔して熟睡中のAにわいせつ行為をして、Aに全く気付かれないままA方を出た後、A方から約100メートル離れた路上で、警ら中の警察官Bから職務質問を受けたため、逮捕を免れる目的で、Bを拳骨で殴打してBに傷害を負わせた。この場合、甲には**不同意わいせつ致傷罪**は成立し得ない。

・改正ポイント

改正前刑法の「準強制わいせつ」（178条1項）および「準強制性交等」（同条2項）についての規定は、令和5年法改正により削除された。

そのうえで、「同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて」わいせつな行為をした場合には不同意わいせつ罪（176条1項各号）、性交等をした場合には不同意性交等罪（177条1項）が成立することとなった。

以上